

三商レポート

第六十話 「相続放棄は借金の踏み倒しではない」

相続プラザ花小金井 (株) 三商 内藤 雄

〒187-0003 小平市花小金井南町 1-14-24 ☎042-467-2103

<http://www.souzokusoudan.net> E-mail sansyo@trust.ocn.ne.jp

相続放棄の件数が、平成3年から17年連続増加しています。バブル期の相続税対策の失敗やバブル崩壊後の借金が原因と思われます。

さらに追い討ちをかけるように、サブプライムローン問題に端を発したアメリカ発の金融危機が世界経済に影響し、日本国内の景気にも深刻な影響を与えています。あのトヨタが、あのソニーが赤字となり、生産調整や人員削減に走りました。あらゆる業種で倒産が増えています。こうした中でも、中小企業経営者は頑張っています。しかし、借金しなければやっていけません。でも銀行は貸してくれません。そこで、政府は「緊急保証制度」により8,000万円までの無担保融資を実施しています。それでも借りられない経営者は、ノンバンクや消費者金融へ駆け込まざるをえません。その経営者の高齢化が進んでいます。また、働く人も、失業や給料の減少により厳しい生活となっています。40～50歳代の働き盛りの男性の「経済的理由」による自殺が増え続けています。こうした中で、親が借金を抱えたまま亡くなったらどうしますか？

相続が開始すると、亡くなった人のプラス財産もマイナス財産も全て当然に相続人が引き継ぐのが原則です（単純承認）。従って、借金や保証債務も相続します。しかし、「親子」という身分関係があるだけで親の借金まで引き継ぐことは、個人責任を原則とする法の考えからはおかしい。そこで、民法は①単純承認②相続放棄③限定承認の3つの中から選択する権利を認めています。ただし、（イ）相続の開始を知った時から「3ヶ月以内」であること、（ロ）「処分」など相続財産に手をつけたり、不誠実な行為をしたりしていたらダメ、という制限を設けています。

かつての家制度の時代のように代々同じ家業を営み、親の家業を子が手伝い、やがて子ども家業を継ぐのであれば、親の借金を子が引き継ぐのもやむを得ないし当然ともいえます。しかし、現代社会では親と子と仕事が違います。家計も違います。同居もしていません。だから親の借金を子は知りません。信用経済

の発達で、無担保で借りた親の借金は子には分かりません。親は子に心配かけまいと借金のことを子に言いません。こうした現実にもかかわらず、親が亡くなったら親の借金を子が当然に引き継ぐというのはやはりおかしいのです。

貸す側（債権者）は、その親を信用して貸します。その親の信用に不安があれば、不動産などを担保に取ることもできます。担保物がなければ、第三者を保証人にとることもできます。それでも不安があれば、貸さないこともできます。このように、貸す側は自らの債権を保全する手段を持っているし、金利をとることによってリスクも背負っているのです。にもかかわらず、親が亡くなり親の資産が不十分で債権の回収が困難な時に、相続人の子などから回収できることがむしろおかしい。目利きの狂ったリスクは貸す側が負うべきです。せめて、親が残した財産の範囲内でのみ回収できると考えるべきです（⇒限定承認の考え方）。従って、親の借金に責任のない子は、相続放棄の選択により親の借金を免れても、それは借金の踏み倒しではないのです。

ところが、親という一家の大黒柱を失い途方にくれている遺族が、3ヶ月以内に親の借金を調べ相続放棄・限定承認を選択することは難しいのです。そこで、「期間伸長の申立」が実務上重要となります。これにより、余裕をもって借金の調査ができますし、債権者の動きもわかることがあります。しかし、「期間延長」の制度や方法を知らないまま3ヶ月経過してしまうケースが圧倒的に多いのです。限定承認が手続きの複雑さなどから実際には使えない現実（年間約1,000件）の下では、ぜひ相続放棄を活用したいと思います。そして、3ヶ月を過ぎていても緩やかな要件で相続放棄の「受理」がされると良いと願います。もし相続放棄の「申述」が却下されてしまうと、子は親の借金を免れる手段を失ってしまいます。もし「受理」されたとしても、受理自体は相続放棄する真意の確認であり、相続放棄の有効・無効を判断していません。そのため、債権者は相続人の子に不誠実な事実（こっそり預貯金をおろしていたり不動産を相続していたり）があれば、別に「貸金返還請求」などの民事訴訟の裁判を起こし、その手続きの中で相続放棄の無効を争うことができます。こうした手続きのバランスを考慮した柔軟な運用が家庭裁判所で行なわれ始めています。借金の現状にあった運用だと思います。親が残した借金があっても、可能性がある以上あきらめずに「相続放棄」を検討してみる価値はあります。ただし、相続放棄により「相続順位」が変わることがあるので、配慮が必要となります。（2009年6月1日）

～「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます。～

～おかげさまで、書き続けて5年になりました。～

～これからもよろしくお願い致します。～